

法人名	法人番号	住所	指名停止措置期間	該当事項	指名停止措置理由等	競争参加資格の種類
株式会社 N I P P O	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7.4.11～R7.7.18	指名停止の措置要領 別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）	当該事業者は、国土交通省から受注した舗装工事において、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を実施していた。 また、N I P P O 子会社プラントでは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、受注者（親会社または他社）へ出荷していた。さらに、本事案の発覚後に実施した国の全国調査に対し、子会社プラントに製造データの書き換えを指示し、国に事実と異なる報告を行っていたため指名停止措置を行う。	建設、測量、 物品役務等
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11～R7.7.10	指名停止の措置要領 別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）	当該事業者は、国土交通省から受注した舗装工事において、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」して工事を実施していた。 また、自社プラントでは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、他社へ出荷していたため指名停止措置を行う。	建設